明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○銀行法第二十六条第一項の規定により銀行に業務の一部停止を命じた件（金融庁三）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務一）　二
○法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件の一部を改正する件（法務一四）　四
○除籍の一部が滅失した件（同一五）　五
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務五～九、一二）　五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一〇）　五
○国債の発行等に関する省令第七条第三項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一一）　五
○薬事法第七十七条の二の五第一項の規定に基づき、希少疾病用医療機器の指定を取り消した件（厚生労働一）　五
○保安林の指定をする件（農林水産二七～三〇）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（同三一～三五）　六
○土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件（国土交通一三）　七
○登録基幹技能者講習の登録を行う件（同一四）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同一五、一六）　七
○海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示（海上保安庁九）　八
○道路に関する件（東北地方整備局一）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二～四）　八
○道路に関する件（北海道開発局一）　九

〔国会事項〕

内閣　内閣府　法務省　財務省　特許庁　気象庁　海上保安庁　最高裁判所　九

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　財務省　特許庁　気象庁　海上保安庁　最高裁判所　九

〔官庁報告〕

労働

最低賃金の改正決定に関する公示（鳥取労働局最低賃金公示一）　一〇

国家試験

平成二十四年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行（国土交通省土地鑑定委員会）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁
有権者申出方、建設業の営業の停止命令関係　二

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二九

特殊法人等
平成二十二年度日本郵政共済組合の決算関係　三〇

会社その他

## 告示

**○金融庁告示第三号**

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二十六条第一項の規定により、シティバンク銀行株式会社に対し、業務の一部停止を命じたので、同法第五十六条第一号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十日

金融庁長官　畑中龍太郎

一　業務の一部停止の範囲

平成二十四年一月十日から平成二十四年二月九日までの間、個人金融部門における外貨預金、投資信託及び仕組預金等リスク性商品に係る勧誘（広告及び宣伝を含む。）を停止すること。ただし、顧客から自発的な意思表示があり、かつ、そのような意思表示であることが客観的に認められる場合の販売業務（商品説明を含む。）は妨げない。

二　命令発出日

平成二十三年十二月十六日

**○総務省告示第一号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十日

総務大臣　川端　達夫

一　名称　現地支援調整所及び南スーダン派遣施設隊

二　国外派遣期間　平成二十四年一月十一日から平成二十四年六月三十日まで

三　派遣人数（概数）　二百六十人程度

四　派遣地域　南スーダン共和国及びウガンダ

**○法務省告示第十四号**

指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する省令（平成十三年法務省令第二十四号）第九条第一項及び第二項（同令第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法務大臣が指定する電子署名の方式等に関する件（平成十九年法務省告示第百二号）の一部を次のように改正する。

この改正は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十四年一月十日

法務大臣　平岡　秀夫